



裾野市公告第 59 号

一般競争入札により裾野市有財産（土地）の売払いをするので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を別紙のとおり定めたので公告する。

令和 8 年 7 月 17 日

裾野市長 村 田 悠



市有地売却一般競争入札実施要領

■はじめに

- ・この入札は、市が所有する土地について、一般競争入札により売却するものです。
- ・今回の一般競争入札では、入札参加者を募集し、当該土地をあらかじめ設定された予定価格（最低売却価格）以上で最も高い価格を入札した方に売却物件を購入していただきます。（オークションではありません。）
- ・売却物件は、現状有姿での引渡しです。越境物、工作物等を含めて、あるがままのかたちで引き渡します。
- ・入札参加を希望される方は、この実施要領をよく読み、内容を十分理解されたうえで、参加の申込みをしてください。

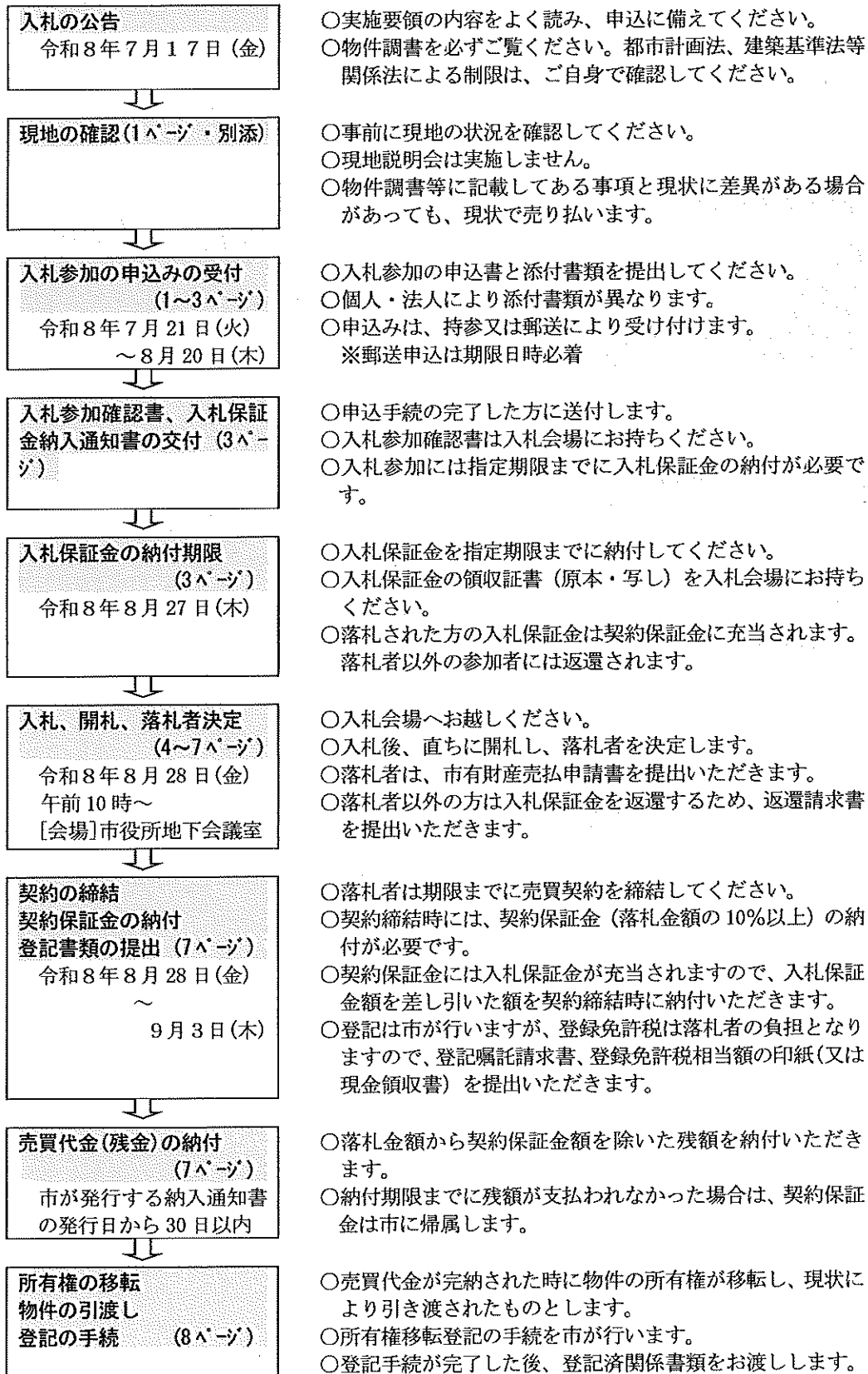
■入札参加の申込みの受付期間

- ・令和8年7月21日（火）から令和8年8月20日（木）まで

※持参又は郵送による申込みとなります。

※入札参加申込みをしていない方は、入札できません。

■市有地売却一般競争入札の流れ



目 次

■ はじめに	
■ 入札参加の申込みの受付期間	
■ 市有地売却一般競争入札の流れ	
1 売却物件	 1
2 入札参加の申込み	 1
3 入札保証金	 3
4 入札	 4
5 落札者の決定	 6
6 契約の締結	 7
7 売買代金の支払方法	 7
8 所有権の移転及び費用負担	 8
9 契約上の主な特約	 8
10 落札結果の公表	 9
11 その他の注意事項	 9
○ 物件調書	 別添
○ 市有地売却一般競争入札参加申込書（様式第1号）	 別添
○ 誓約書（様式第2号）	 別添
○ 役員一覧（様式第2号 別紙）	 別添
○ 裾野市税の納税義務がないことの申出書（様式第3号）	 別添
○ 委任状（様式第4号）	 別添
○ 入札書（様式第5号）	 別添
○ 辞退届（様式第6号）	 別添
○ 市有財産売買契約書	 別添

1 売却物件

(1) 売却物件

物件 番号	所在地 【物件呼称】	地目	実測面積 (登記簿面積)	最低売却価格	入札保証金額
1	裾野市茶畑字菅之沢 2143 番 3 【旧し尿処理最終処分場】	雑種地	1,264.11 m ² (1,312 m ²)	1,480,000 円	80,000 円

(2) 売却物件の詳細

- ・物件調書（別添）により、ご確認ください。
- ・物件調書は売却物件の参考情報です。入札参加申込みに当たっては、ご自身において、諸規制についての調査確認を行い、現地の状況を承諾したうえで、入札参加の申込みをしてください。

2 入札参加の申込み

(1) 申込資格（入札参加資格）

- ・申込みのできる方は、日本国内に住民登録をしている個人、又は日本国内で法人登録をしている法人とします。
- ・申込者が買受人となります。
- ・ただし、次のいずれかに該当する方は、申込みをすることができません。

（申込みできない方）

- ①地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する裾野市の職員
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- ③令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から 3 年を経過しないもの
- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの
- ⑤売却物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- ⑥次のアからクのいずれかに該当する者

- ア 暴力団
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 売却物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- ク ア～キに掲げる者の依頼を受けて申込みしようとする者
- ⑦入札参加申込書を指定した期日までに提出しなかった者
- ⑧入札参加申込書及びこれに添付する書類について、その記載内容が入札参加条件に適合しない者、不備又は不正のある者
- ⑨市税を滞納している者

(2) 申込時に提出する書類

- ・ 申込者の個人、法人の別に応じて、次の書類を提出してください。
- ・ 提出は、代理人が行うこともできます（委任状(様式第4号)の提出が必要です）。

個人	① 市有地売却一般競争入札参加申込書（様式第1号） ② 誓約書（様式第2号） ③ 裾野市の市税を滞納していない証明書【裾野市税務課発行】 ※ 裾野市税(住民税、固定資産税、軽自動車税等すべての市税)の納税義務がない場合は、裾野市税の納税義務がない申出書（様式第3号） ④ 住民票（申込日前3か月以内に発行されたもの） ⑤ 印鑑登録証明書
法人	① 市有地売却一般競争入札参加申込書（様式第1号） ② 誓約書（様式第2号）、役員一覧（様式第2号 別紙） ③ 裾野市の市税を滞納していない証明書【裾野市税務課発行】 ※ 裾野市税(住民税、固定資産税、軽自動車税等すべての市税)の納税義務がない場合は、裾野市税の納税義務がない申出書（様式第3号） ④ 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申込日前3か月以内に発行されたもの） ⑤ 法人の印鑑証明書

- ※ 共有名義による申込みの場合は、共有名義の中から1名の代表者を決める必要があります。実際の入札参加申込手続及び入札手続をすることができるのは、当該代表者

のみです。また、所有権の共有を希望される場合は、共有者全員について上記②～⑤の書類を添えて、共有予定者全員の連名で申し込んでください。

(3) 提出方法等

①提出方法

- ・持参、または、郵送による提出。
- ・郵送による場合は、書留(簡易書留可)により提出してください。

②受付期間

- ・[年月日]令和8年7月21日(火)から令和8年8月20日(木)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- ・[受付時間]午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く)
- ・郵送による場合は、期限日時までに必着です。

③受付場所・提出先

〒410-1192

静岡県裾野市佐野 1059 番地

裾野市総務部公共施設経営課(裾野市役所3階) 電話 055-995-1808

(4) 入札参加確認書の交付

- ・受付が完了した申込者には、次の書類を交付します(郵送)。
「入札参加確認書」
「入札保証金納入通知書」
- ※ 令和8年8月26日(水)までに到着しない場合は、上記提出先へお問い合わせください。

(5) 入札参加の辞退

- ・入札参加申込み後に、入札参加を辞退する場合は、入札日までに辞退届(様式第6号)を提出してください。

3 入札保証金

- ・入札参加者には、売却物件ごとに、裾野市が指定する金額を入札保証金として納付していただきます。【入札保証金額は、1 (1) 売却物件を参照】

(1) 納付方法

- ・入札保証金納入通知書により、指定金融機関又は指定代理金融機関(納入通知書によりご確認ください。)にて納付してください。

(2) 納付期限

- ・令和8年8月27日(木)まで

- ・入札当日の受付で納付を確認させていただきますので、領収証書の原本と写しを持参してください。写しは受付で提出いただきます。

(3) 落札者の入札保証金の充当及び帰属

- ・落札者の入札保証金は、後述する契約保証金に充当します。
- ・落札者が落札決定の日から起算して7日以内に契約を締結しない場合は、入札保証金は裾野市に帰属します。

(4) 落札できなかった入札者への入札保証金の返還

- ・落札できなかった入札者の入札保証金は、入札終了後に入札者の提出する「入札保証金返還請求書」により返還します。
- ・返還に際して、納付した日から返還までの期間に対する利息は付しません。

4 入札

(1) 入札の日時及び場所

① 入札日時

- ・令和8年8月28日（金）午前10時00分から
- ・入札開始時刻の10分前までに受付を済ませてください。

②入札会場

- ・裾野市役所 地下1階 地下会議室A

(2) 入札参加者及び当日必要なもの

- ・入札は、申込者本人（入札参加確認書に記載された本人）、又は申込者本人から委任された代理人が参加することができます。
- ・入札に参加する者の別に応じて、それぞれ必要なものをお持ちください。

個人	●申込者本人が入札に参加する場合 ①入札参加確認書（原本） ②印鑑（印鑑登録証明書と同じ印鑑） ③入札保証金領収証書（原本・写し）
	●代理人が入札に参加する場合 ①入札参加確認書（原本） ②委任状（様式第4号）（申込者本人の印鑑（印鑑登録証明書と同じ印鑑）が押印されているもの） ③印鑑（委任状に押印された代理人使用印と同じ印鑑） ④入札保証金領収証書（原本・写し）

法人	●代表権のある方が入札に参加する場合 ①入札参加確認書（原本） ②印鑑（印鑑証明書と同じ印鑑） ③入札保証金領収証書（原本・写し）
	●代表権のない役員や、従業員などの、代理人が入札に参加する場合 ①入札参加確認書（原本） ②委任状（様式第4号）（法人の印鑑（印鑑証明書と同じ印鑑）が押印されているもの） ③印鑑（委任状に押印された代理人使用印と同じ印鑑） ④入札保証金領収証書（原本・写し）

(3) 入札方法

- ・入札書（様式第5号）は、次のとおり作成・入札してください。
- ・入札書の作成は、入札会場でもできますが、事前に準備いただいても構いません。

①「入札者」の欄

- ・申込者本人（入札参加確認書に記載された本人）の住所・氏名を記入。
- ・印鑑は、印鑑登録証明書・印鑑証明書と同じものを押印。
- 代理人が入札に参加する場合
 - ・上記に加えて、「代理人」の欄に、代理人の住所・氏名を記入。
 - ・代理人の印鑑は、委任状に押印された代理人使用印と同じものを押印。
 - ・代理人参加の場合、「入札者」の欄の申込者本人の押印は、省略できます。

②「入札金額」の欄

- ・入札参加する物件の入札金額を記入。
- ・算用数字を使用し、必ず最初の数字の前に¥マークを付ける。
- ※¥マークのないもの、金額訂正のあるものは無効になるので注意してください。

③入札用封筒の封入・封かん

- ・入札用封筒を用意してください。
- ・入札書を入れて、封入・封かんをしてください。

④入札書の撤回等不可

- ・入札後の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(4) 入札の無効

- ・次のいずれかに該当する入札は、無効となりますのでご注意ください。

- ①入札参加資格のない者がした入札
- ②委任状を提出せずに代理人がした入札
- ③指定の時刻までに提出されなかった入札
- ④所定の入札書によらない入札

- ⑤所定の期日までに所定の入札保証金を納付しない入札、又は入札保証金が所定の額に不足する入札
- ⑥入札金額が最低売却価格未満の額の入札
- ⑦入札者（代理人が入札参加する場合はその代理人）の記名押印がない入札
- ⑧申込者本人が入札参加する場合において、入札参加申込書の申込者印と異なる印鑑を押印した入札
- ⑨代理人が入札参加する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札
- ⑩入札者又はその代理人が1人で同一物件について2通以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- ⑪入札者及びその代理人が同一物件についてそれぞれ入札した場合におけるその双方の入札
- ⑫同一物件について、他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- ⑬入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- ⑭入札金額が訂正された入札
- ⑮入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- ⑯郵便により送付された入札
- ⑰入札金額のすべてに算用数字が用いられていない入札
- ⑱入札金額の最初の数字の前に至マークが記載されていない入札
- ⑲上記に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(5) 入札の変更等

- ・入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがあります。
- ・入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。

5 落札者の決定

(1) 入札締切後、直ちに開札します。

(2) 落札者は、次の方法により決定します。

- ①有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者
- ②上記①に該当する者が2人以上あるときは、開札後直ちに行うくじにより決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。

- ③落札者が契約を締結する時までに入札参加資格の条件を満たさなくなったときは、落札者としての決定を取り消すこととします。

6 契約の締結

(1) 市有財産売払申請書の提出

- ・落札者には、落札後速やかに市有財産売払申請書を提出していただきます。

(2) 契約の締結

- ・落札者は、落札決定の日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）に市有財産売買契約書に従って売買契約を締結します。
- ・期限までに契約を締結しない場合には、落札者としての権利を失い、落札者が納付した入札保証金は裾野市に帰属することとなります。
- ・契約締結期限 令和8年9月3日（木）まで

(3) 契約保証金

- ・落札者には、契約締結の際、売買代金の100分の10以上に相当する額（1円未満切上げ）の契約保証金を裾野市が発行する納入通知書により、指定金融機関又は指定代理金融機関（納入通知書によりご確認ください。）にて納付していただきます。その際、先に納付済みの入札保証金は、契約保証金の一部に充当する取扱をします。
- ・契約保証金は、売買代金と契約保証金との差額の支払いと同時に、売買代金に充当します。（後記「7 売買代金の支払方法」を参照）
- ・契約保証金は、落札者が次のいずれかに該当することにより裾野市が契約を解除するときは、裾野市に帰属し、落札者には返還しません。
 - ①落札者が売買代金を期限内に完納しない場合（後記「7 売買代金の支払方法」を参照）
 - ②契約締結後、契約について不正の事実が発見された場合
 - ③法令等又は契約に違反した場合

7 売買代金の支払方法

- ・売買代金と契約保証金との差額について、契約の効力が発生した日以後に裾野市が発行する納入通知書により、当該納入通知書の発行日から起算して30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）に、指定金融機関又は指定代理金融機関（納入通知書によりご確認ください。）にて納付してください。
- ・裾野市の承認を得ることなく売買代金が期限までに支払われなかった場合は、契約は解除され、契約保証金は裾野市に帰属することとなります。

8 所有権の移転及び費用負担

(1) 所有権の移転

- ・売買代金が完納された時に、所有権が移転するものとします。
- ・所有権移転の登記手続きは、裾野市が行います。

(2) 売買物件の引渡し

- ・所有権が移転した時に、売却物件の引渡しがあったものとします。

(3) 現状有姿による引渡し

- ・売却物件は、現状有姿により引き渡します。
- ・契約締結時において土地に付随し、あるいは定着するもの一切を含み、越境物、工作物等を含めて、あるがままのかたちにて引き渡します。

(4) 契約に係る費用負担

- ・売買契約書（裾野市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、この契約の締結及び履行並びに所有権移転登記に関して必要な費用は、全て落札者の負担となります。

9 契約上の主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

- ・売買契約締結日から10年間は、売却物件を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供することはできません。

(2) 風俗営業等の禁止

- ・売買契約締結日から10年間は、売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

(3) 実地調査等

- ・上記(1)・(2)の条件の履行状況を確認するため、実地調査等を行ことがあります。買受人には関係資料を添えて売却物件の利用状況等を報告していただきます。

(4) 違約金

- ・買受人は、上記(1)・(2)の条件に違反した場合は売買代金の3割に相当する額を、上記(3)の条件に違反した場合は売買代金の1割に相当する額をそれぞれ違約金とし

て裾野市に支払い、裾野市はこの契約を解除することができます。

10 落札結果の公表

- (1) 落札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者の氏名を裾野市ホームページにて公表します。ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札した場合は「個人」と表示します。
- (2) 裾野市情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがあります。
- (3) 入札参加申込をされた方は、落札結果の公表に同意されているものとみなします。

11 その他の注意事項

- (1) 売却物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しています。土木工事等の開発行為を行う場合、事前に関係機関への届出等が必要となります。
- (2) 裾野市は、売却物件について、境界標の設置及び境界の明示義務を負わないこととします（現地には、過去に西側と東側の隣接地で実施された境界確定による境界標が設置されておりますが、北側と南側の境界確定は未実施です）。境界を確定する必要がある時は、全て買受人の負担で実施することとし、裾野市は一切の負担を負わないものとします。
- (3) 建物等の建築その他の開発行為に当たっては、関係法令、裾野市条例等により許可又は指導がなされる場合がありますので、事前に関係機関に確認してください。
- (4) 契約締結時から引渡しの時までにおいて、売却物件が、裾野市の責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができます。この場合において、買受人は、契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができます。
- (5) 契約締結後、売却物件が種類、品質（地中埋設物、土壌汚染及び産業廃棄物を含みますが、これらに限られません。）又は数量（地積等の記載を含む。）に関して契約内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の

減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除について、引渡しの日から2年以内に裾野市に対して協議を申し出ることができるものとし、裾野市は協議に応じます。

- (6) 売却物件は、過去に西側と東側の隣接地で実施された境界確定による境界標を基に実測した実測面積で売却します。登記簿面積とは異なっていますので、地積更正が必要な場合は、買受人の負担で実施となります。また、後日、買受人が実測した面積との間に差異があった場合においても、あるいは、売却物件の形状等に変化があった場合においても、売買代金の増減等の一切の清算を行わないものとします（ただし、(5)ただし書きに基づく協議を妨げるものではありません）。
- (7) 買受人が入札参加資格を偽る等の不正な行為によって売買物件を買い受けたときや、買受人が自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為、偽計や威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為をしたときは、裾野市は何ら催告をせず、契約を解除することができます。
- (8) 買受人が、売買契約に定める義務を履行しないために裾野市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (9) 買受人は、売却物件を十分な注意をもって管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意することとし、紛争が生じた場合には、買受人の責任において解決しなければなりません。
- (10) この要領に添付される調書の内容、様式類の記載方法、市有財産売買契約書に定める条項を十分に確認したうえで、入札参加申し込みをしてください。
- (11) この要領に定めのない事項については、裾野市契約規則（平成8年裾野市規則第13号）、その他関係法令等の定めるところによります。

物 件 調 書

～～ はじめにお読みください ～～

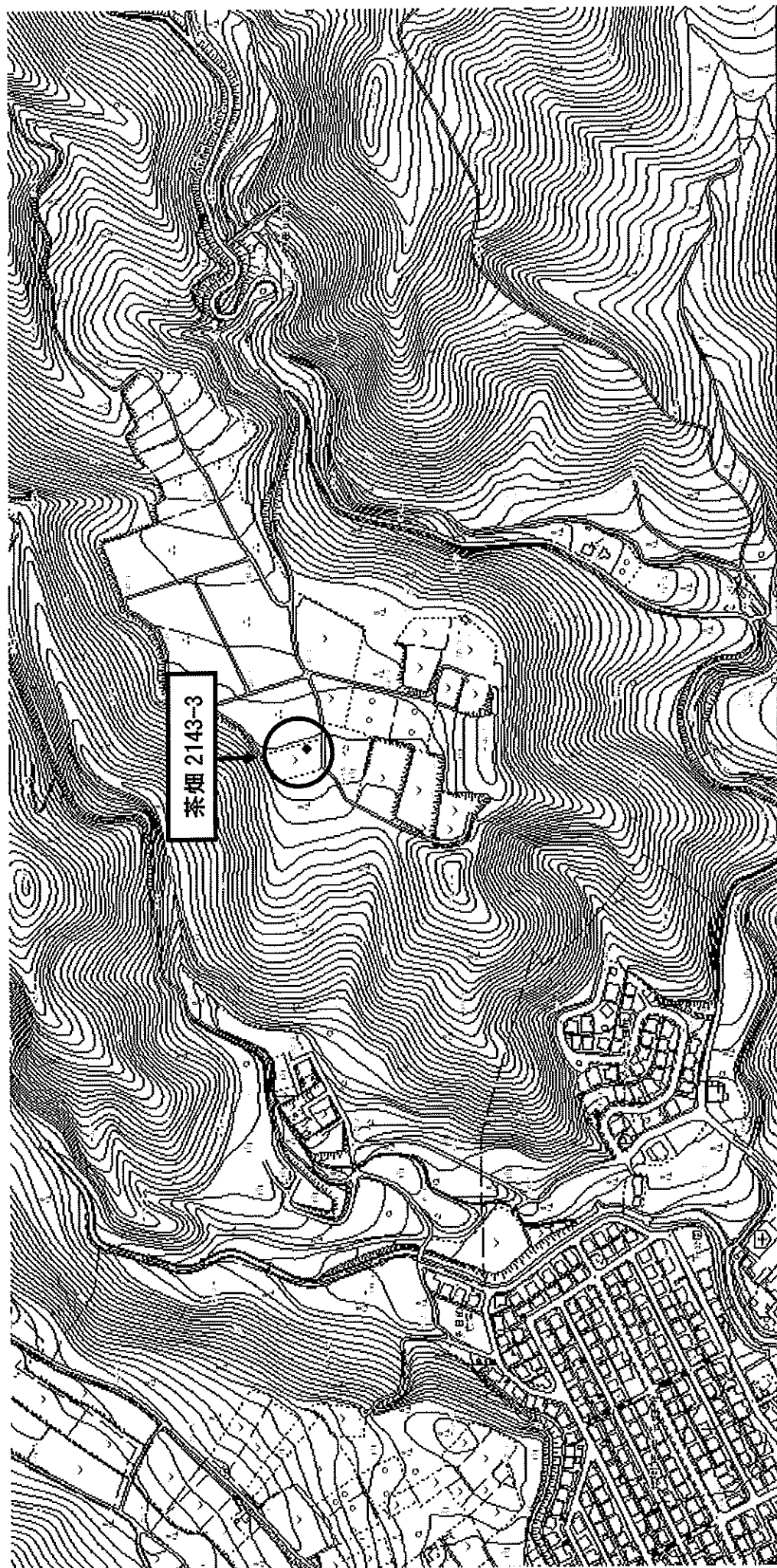
- ・物件調書は、入札参加者が売却物件の概要を把握するための参考資料です。
- ・売却物件は、必ず入札参加者ご自身で、現地を確認してください。また、関係法による諸規制の調査確認を行ってください（現地説明会はありません）。
- ・現地確認のために売却物件に立ち入る際は、周辺の土地に踏み入らないよう、十分注意をしてください。
また、売却物件が一時貸付中の場合は、現地に置かれているものに触れないよう、十分注意をしてください。
裾野市は立入りの際に生じた問題に関し一切の責任を負いません。
- ・現物（現状）と公示数量が符合しない場合や、隣地地権者とのトラブル等が生じた場合でも、これらを理由として契約の締結を拒み、又は契約を解除することはできません。
- ・売却物件は現状有姿での引渡しになります。本調書記載の有無にかかわらず、契約締結時において土地に付随し、あるいは定着するもの一切を含み、越境物、工作物等を含めて、あるがままのかたちにて、物件を引き渡します。
なお、市有地売却の看板、木製A型バリケード（裾野市名入り）がある場合は、裾野市で撤去します。
- ・売却物件に関わる土地利用に関し、隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて落札者の責任において行ってください。
- ・土壌汚染調査、地盤調査、地下埋設物・越境物の調査は行っていません。必要な場合は、落札者が所有権移転後に、ご自身の費用負担と責任で行ってください。
また、所有権移転後の調査の結果、土壌汚染、地盤改良の必要性、地下埋設物・越境物が見つかった場合でも、原則として裾野市は責任を負いません。

物件番号	1
------	---

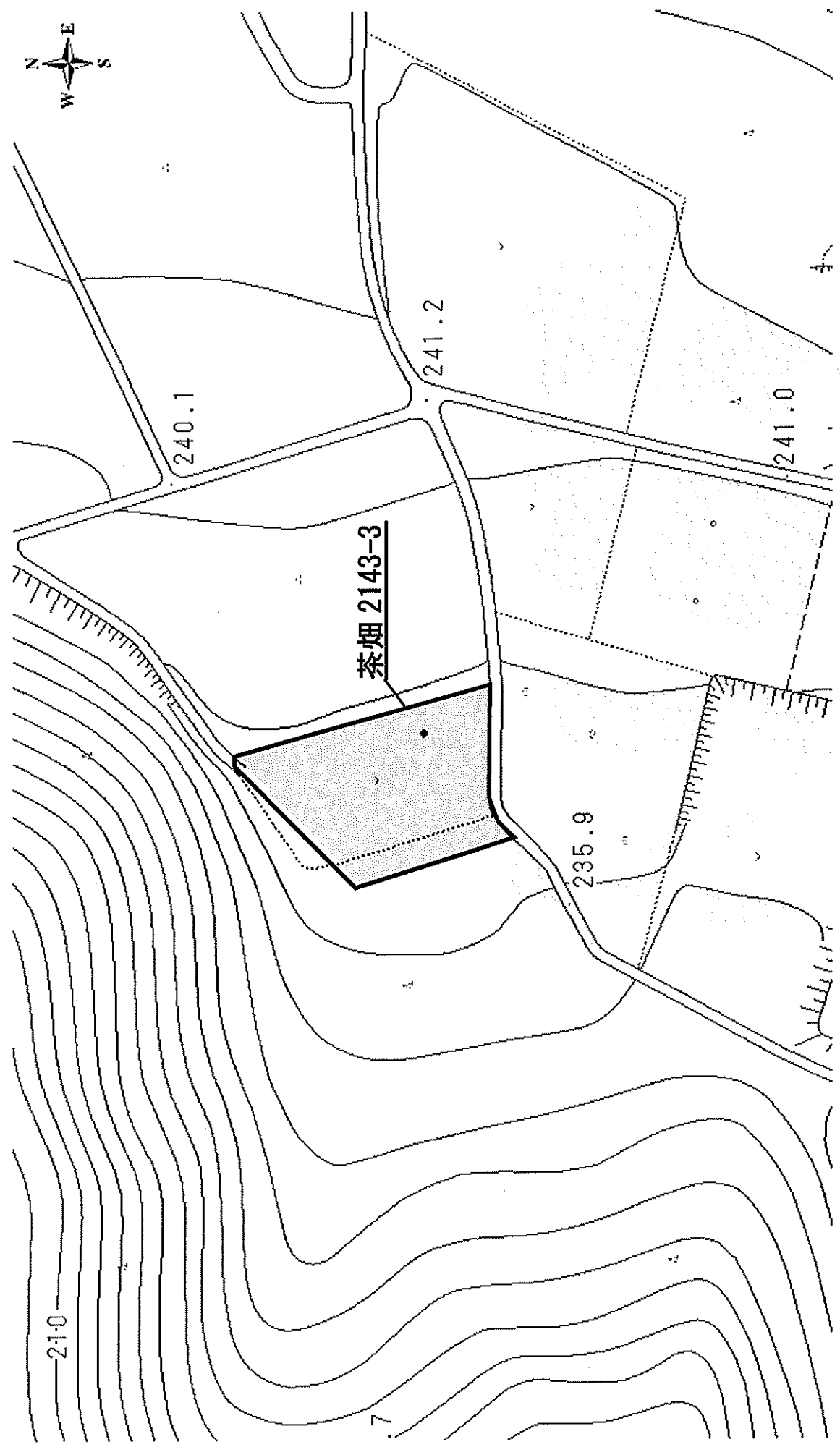
物件調書

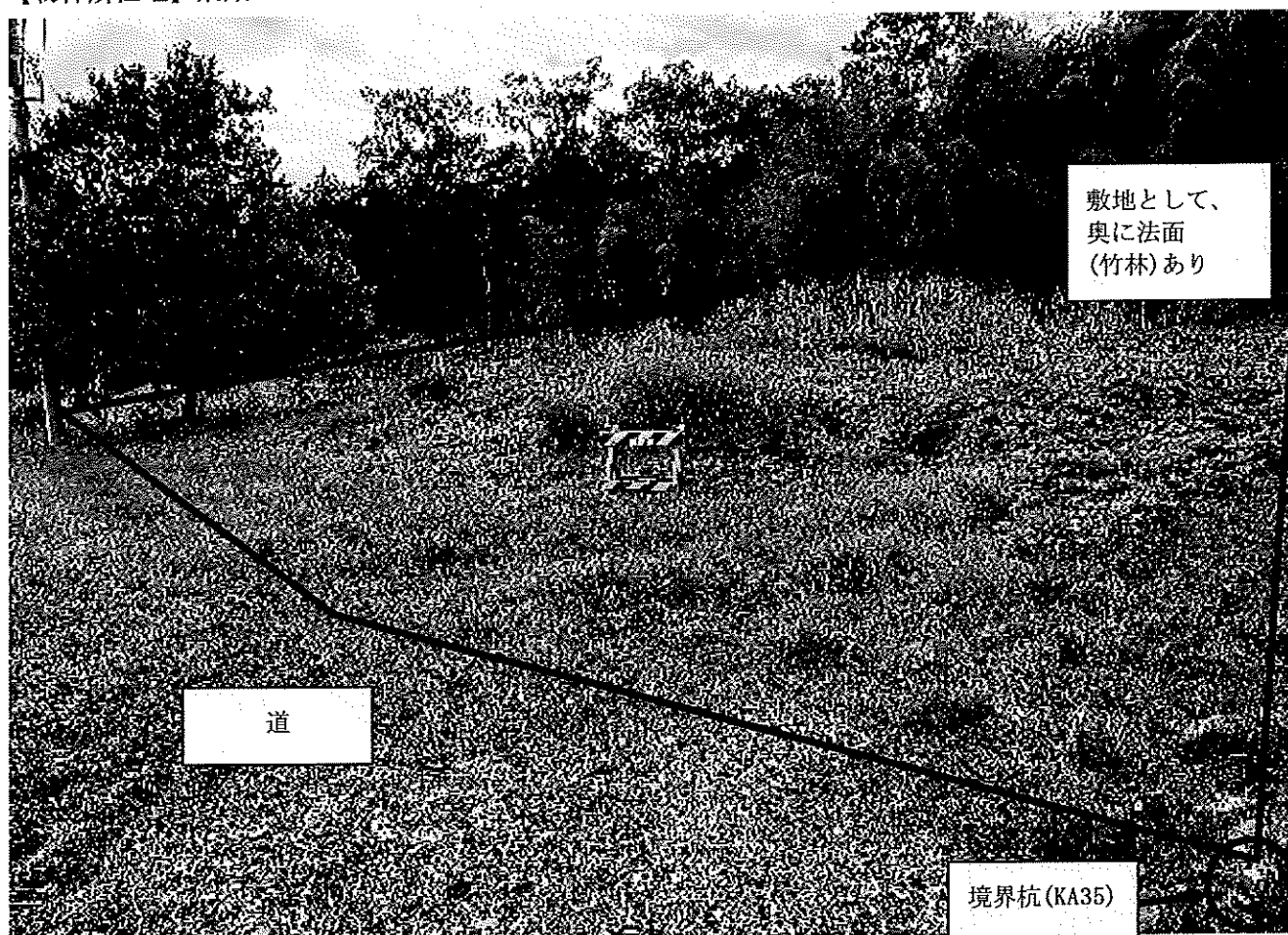
最低売却価格	1,480,000 円		
所在地 【物件呼称】	裾野市茶畑字菅之沢2143番3 【旧し尿処理最終処分場】		
住居表示	無		
面積等	1264.11㎡(実測面積) 1312㎡(登記簿面積)	地目	雑種地
接面道路の幅員及び構造	売却物件の南に認定幅員約2～3mの一部舗装市道(1492号線)があり、これらに接しています。		
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化調整区域	
	用途地域	指定なし	
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
	※各制限内容の詳細は、関係課にお問い合わせください。		
供給処理施設の状況	電気	東京電力パワーグリッド株式会社様と供給事前協議が必要です。	
	上水道	給水区域外です。	
	下水道	下水道区域外です。	
	都市ガス	都市ガス供給区域外です。	
交通機関	鉄道	JR御殿場線裾野駅の北東方 約4.1km	
公共施設	役所	裾野市役所	物件の南西方 約4.3km
	小学校	裾野市立東小学校	物件の南西方 約3.6km
	中学校	裾野市立東中学校	物件の南西方 約1.4km
土地の状況	売却物件は、裾野長泉清掃施設組合(以下、「組合」という)の用地として、市が昭和52年に取得した土地です。取得前は畑で、取得後、組合に貸与しました。組合では、素掘投入槽等を整備し、し尿・浄化槽汚泥の処理残渣を投入していました。平成11年に投入を終了し、平成12年及び平成13年に浸出水の水質検査を実施した上で、更地にしました。平成14年に市に返還され、以後未利用地となっています。		
参考事項	(1)売却物件の隣接地に電柱が設置されており、支線が敷地内に設置されています。 (2)道路との接続と段差解消は買受人の負担となります。 (3)敷地内は高低差があります。 (4)裾野市は、売却物件について、境界標の設置及び境界の明示義務を負わないこととします(現地には、過去に西側と東側の隣接地で実施された境界確定による境界標が設置されていますが、北側と南側の境界確定は未実施です)。境界を確定する必要が生じた時は、全て買受人の負担で実施することとし、裾野市は一切の負担を負いません。 (5)売却物件は、現地確認のために立入ることができますが、電柱、支線には触れないよう十分に注意してください。裾野市は、立ち入りの際に生じた問題に関し一切の責任を負いません。 (6)売却物件は、過去に西側と東側の隣接地で実施された境界確定による境界標を基に実測した実測面積で売却します。登記簿面積とは異なっていますので、地積更正が必要な場合は、買受人の負担で実施となります。また、後日、買受人が実測した面積との間に差異があった場合においても、あるいは、売却物件の形状等に変化があった場合においても、売買代金の増減等の一切の清算を行いません(ただし、市有財産売買契約書第10条ただし書きに基づく協議は妨げません)。 (7)売却物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しています。土木工事等の開発行為を行う場合、事前に関係機関への届出等が必要となります。 (8)売却物件は、令和7年4月21日に、茶畑字菅之沢2144番3を合筆し、現在の形状になっています。		

位置图



案 内 图





用地実測図原図 S=1:250
裾野市 茶畑 地内

宇菅沢 1998

宇菅之沢

2143-3・2144-3
(畑) 畑
裾野市
1264.11㎡

2144-1

2143-1

宇市場平

凡 例

地 番
地 目
所有者
(台帳) 現況

凡 例
☒ プラスチック杭 (既設)
田 プラスチック杭 (新設)
⊗ 金属杭 (新設)

基準点

点 名	X	Y
CT. 1	300.000	100.000
CT. 2	347.477	111.281
CT. 3	330.465	87.517

座標求積表

地 番	2143-3, 2144-3	地 目	(畑) 畑	所有者	裾野市 地 区
測 点	X n	Y n	X n	Y n	距離
KA20	353.182	86.806	-3615.209482	42.49	
KA19	311.569	78.196	-3796.493996	12.99	
KA34	304.631	89.180	-1088.798620	13.16	
KA35	299.360	101.240	4918.745400	55.23	
KA59	353.216	113.522	6109.981084	26.71	
倍 面 積			2528.224386		
面 積			1264.121930		㎡
地 積			1264.11		㎡

工事名 令和6年度 市単事業
旧し尿処理施設用地測量業務委託

施工箇所 裾野市 茶畑 地内

図面名称 用地実測図 原図

縮 尺 1:250

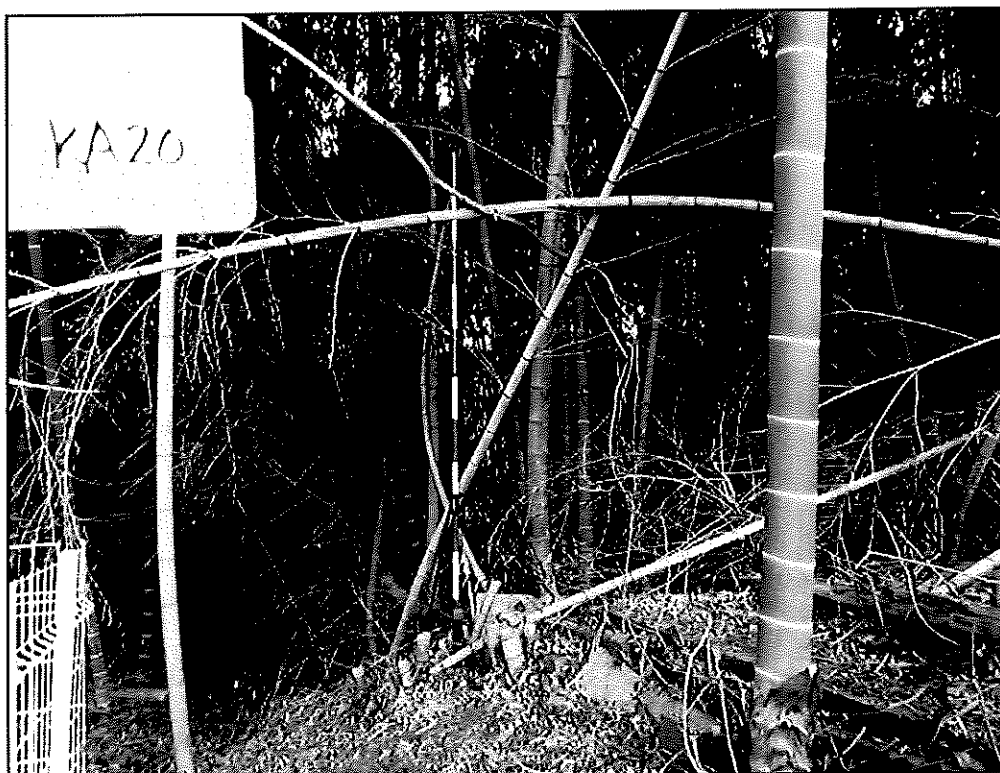
図面番号

摘 要

測 量 設 計 製 図 写 図 審 査

裾野市 環境市民部 生活環境課



[illegible][illegible]



[illegible][illegible]



様式第1号

市有地売却一般競争入札参加申込書

申込日 令和 年 月 日

(あて先)
裾野市長

令和8年8月28日に実施される市有地売却一般競争入札について、実施要領による入札参加資格・条件・内容等及び売却物件の状況を承諾のうえ参加したいので、次のとおり申し込みます。

1 申込物件

物件 番号	物件所在地
	【物件呼称】
1	裾野市茶畑字菅之沢2143番3
	【旧し尿処理最終処分場】

2 申込者

住 所		〒 — 電話番号 () —
ふりがな 氏 名 (又は、法人名、代表者名)		実印
連 名 者 (共 有 の 場 合)	住 所	〒 — 電話番号 () —
	ふりがな 氏 名 (又は、法人名、代表者名)	実印
	住 所	〒 — 電話番号 () —
	ふりがな 氏 名 (又は、法人名、代表者名)	実印

【注意事項】

- 1 申込書には印鑑登録証明書・印鑑証明書に使用している印を使用してください。
- 2 申込者・連名者の住所・氏名は、住民票（法人登記事項証明書）の内容と一致する必要があります。

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先)

裾野市長

住 所 (所在地)

氏 名 (法人名・代表者)

実印

今回の市有地売却一般競争入札に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、市有地売却一般競争入札実施要領及び裾野市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

確 約 事 項	
1 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する裾野市の職員ではありません。	⑥暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
2 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定する者に該当しません。	⑦暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを不当に利用している者
3 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げられた者に該当しません。	⑧ ①～⑦に掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
4 裾野市が行う市有地売却一般競争入札に関し、次の事実があった後2年を経過していない者ではありません。	9 次に掲げる不当な行為は行いません。
①入札を取り消されたことがある者	①正当な理由がなく、当該入札を辞退すること。
②落札者として資格を取り消されたことがある者	②入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
③申込みを取り消されたことがある者	③落札者が契約を締結すること、または契約者が契約を履行することを妨げること。
④正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者	④契約の履行をしないこと。
5 裾野市契約規則第4条の規定に該当する者ではありません。	⑤契約に違反し、契約の相手方(買受人)として不適当と貴市に認められること。
6 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者ではありません。	⑥入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
7 売却物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者ではありません。	⑦社会的信用を失墜する行為をなし、買受人として不適当と認められること。
8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」)のほか、次に掲げる者ではありません。	⑧天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
①入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者	10 買受人として不適当な次の行為は行いません。
②暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)	①暴力的な要求行為
③法人でその役員等が暴力団員等であるもの又は暴力団員等がその経営に実質的に関与している者	②法的な責任を超えた不当な要求行為
④自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等している者	③取引に関して脅迫的な行為をし、又は暴力を用いる行為
⑤暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者	④偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
	⑤ ①～④に掲げる行為に準ずる行為
	11 入札参加資格及び買受人としての資格を確認するため、貴市が裾野警察署長に個人情報の照会をすることについて承諾します。
	12 貴市の入札公告、市有地売却一般競争入札実施要領、市有財産売買契約書の各条項を熟読し、及び入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ入札に参加しますので、後日これらの事情について貴市に対し、異議は一切申し立てません。

(注意事項)

- ・連名で申込みをする場合は、申込者ごとに提出してください。
- ・法人の場合は、別紙「役員一覧」を添付してください。(入札参加資格及び契約の相手方(買受人)としての資格を確認する場合に必要なため)

役員一覧

法人名

役職名	(ふりがな) 氏 名	性 別	生年月日
(記入例) 代表取締役	すその たろう 裾野 太郎	男	昭和33年1月11日

(注意)
・本様式には、法人登記事項証明書に記載されている役員(支配人が契約を締結する場合はその者を含む)全員を記載してください。
・役員一覧に記載された個人情報は、法人の入札参加資格及び契約の相手方(買受人)としての資格を確認する場合に限って利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。

様式第3号

裾野市税の納税義務がないことの申出書

令和 年 月 日

(あて先)

裾 野 市 長

令和8年8月28日に実施される市有地売却一般競争入札について、裾野市税の納税義務はないため、この旨申し出ます。

また、納税義務の有無に関し、市税務部局に確認することについて同意します。

申込者

住 所	〒 電話番号 ()
ふりがな 氏 名 (又は法人名、代表者名)	実印

【注意事項】

- 1 本書は、申込者に裾野市税（住民税、固定資産税、軽自動車税等すべての市税）の納税義務がない場合のみ、提出してください。
- 2 納税義務がある場合は、裾野市の市税を滞納していないことの証明書【裾野市税務課発行】の提出が必要です。
- 3 印鑑登録証明書・印鑑証明書に使用している印を使用してください。
- 4 住所・氏名は、住民票（法人登記事項証明書）の内容と一致する必要があります。
- 5 連名（共有）で申し込む場合は、それぞれの申込者の納税義務の有無に応じて、本書が必要になります。

様式第4号

委任状

令和 年 月 日

(あて先)
裾野市長

私は、令和8年8月28日実施の市有地売却一般競争入札に参加するに当たり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

市有地売却一般競争入札参加申込者（委任する人）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

印

記

1. 委任する権限

令和8年8月28日に実施する次の物件の一般競争入札に関する一切の権限

物件 番号	1
----------	---

2. 代理人（委任された人）

住所

氏名

代理人使用印

※「代理人使用印」の枠内に、代理人が入札時に使用する印鑑を押してください。

代理人は、入札ではこの印鑑以外は使用できません。

記載例

申込者の住所(所在地)、氏名(名称・代表者名)を記入し、押印してください。

委任状

提出日を記入してください

令和 8 年 ● 月 ● 日

(あて先)
裾野市長

私は、令和 8 年 8 月 28 日実施の市有地売却一般競争入札に参加するに当たり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

法人の場合は代表者名の記入もれにご注意ください。

市有地売却一般競争入札参加申込者(委任する人)
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

裾野市佐野 1059 番地

氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)

株式会社〇〇裾野
代表取締役 裾野 太郎

記

入札参加申込書に押印した、印鑑(登録)証明書の印鑑

1. 委任する権限

令和 8 年 8 月 28 日に実施する次の物件の一般競争入札に関する一切の権限

物件 番号	1
----------	---

2. 代理人(委任された人)

住所

代理人の住所、氏名を記入してください。

静岡市葵区追手町 9 番 6 号

氏名

静岡 一郎

入札書で使用する
印鑑

代理人使用印

※「代理人使用印」の枠内に、代理人が入札時に使用する印鑑を押してください。

代理人は、入札ではこの印鑑以外は使用できません。

様式第 5 号

入 札 書

令和 8 年 8 月 2 8 日実施の市有地売却一般競争入札につき、公告及び関係書類等熟知承諾の上、次のとおり入札します。

物 件 番 号	1
------------	---

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

※ 入札金額は、算用数字を使用してください。
金額の先頭に¥マークを記入してください。
¥マークのないもの、金額を訂正したものは無効となります。

令和 8 年 月 日

裾野市長 様

入札者

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

⑨

代理人
住所

氏名

⑨

代理人が入札する場合は、代理人の記名・押印(委任状の印鑑)が必要です。

記載例

入札書

令和8年8月28日実施の市有地売却一般競争入札につき、公告及び関係書類等熟知承諾の上、次のとおり入札します。

物件番号	1
------	---

入札金額を記入し、頭に必ず「¥」を記入してください。

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	1	2	3	4	5	6	7	8	9

※ 入札金額は、算用数字を使用してください。

金額の先頭に¥マークを記入してください。

¥マークのないもの、金額を訂正したものは無効となります。

記入日を記入してください。

申込者の住所(所在地)、氏名(名称・代表者名)を記入し、押印してください。

裾野市長 様

法人の場合は代表者名の記入もれにご注意ください。

令和8年●月●日

入札参加申込書に押印した、印鑑(登録)証明書の印鑑。ただし、代理人が入札する場合は、入札者欄の印は省略できます。

入札者

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

裾野市佐野1059番地

氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)

株式会社〇〇裾野

代表取締役 裾野 太郎

印

代理人

住所

代理の方が入札に参加するときは、代理人の氏名を記入し、委任状と同一印を押してください。

静岡市葵区追手町9番6号

氏名

静岡 一郎

印

代理人が入札する場合は、代理人の記名・押印(委任状の印鑑)が必要です。

様式第 6 号

辞 退 届

令和 年 月 日

私は、令和 8 年 8 月 2 8 日に実施する次の物件の一般競争入札を都合により
辞退します。

物 件 番 号	1
------------	---

(あて先)
裾 野 市 長

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)

印

【注意事項】

- 1 入札日時までに提出してください。
遠方の場合、郵送でも構いませんが、入札日時までに到着できない見込みのときは、必ず郵送前に電話連絡をしてください。
- 2 入札を無断で辞退することがないようにしてください。
- 3 辞退により今後不利益な取扱いを受けることはありません。

市有財産売買契約書

売払人 裾野市（以下「甲」という。）と買受人_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる物件（契約締結時において土地に付随し、あるいは定着するもの一切を含む。以下「売買物件」という。）を現状有姿により乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所在地	種別	地目	実測面積（㎡）
裾野市茶畑字菅之沢 2143 番 3	土地	雑種地	1264.11

（売買代金の額）

第3条 売買代金は、金_____円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金_____円

【**落札金額の10%以上に相当する額**】を甲が発行する納入通知書により甲に納付しなければならない。

2 契約保証金のうち、金_____円【**入札保証金の額**】は入札保証金より充当する。

3 契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が第5条第1項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当する。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、売買代金のうち契約保証金を除いた金_____円を、甲の発行する納入通知書により、当該納入通知書の発行日から起算して30日以内に、甲に納付しなければならない。

2 乙は、売買代金を納期限までに納付できないときは、あらかじめ甲に届け出て、その承認を受けなければならない。

3 乙は、売買代金を納期限までに納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、裾野市税外収入督促等に関する条例（昭和35年条例第13号）に規定された延滞金を納付しなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに、甲から乙に移転するも

のとする。

- 2 所有権移転登記は、乙の請求に基づき甲が所管法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

- 第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに売買物件の引渡しがあったものとする。

(危険負担)

- 第8条 この契約の締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が、天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、この契約を解除することができる。また、乙は、この契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

- 2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって売買物件が損傷した場合であっても、修補することによりこの契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しがこの契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

- 3 第1項によって、この契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(公租公課の負担責任)

- 第9条 所有権移転登記完了後における売買物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第10条 乙は、この契約の締結後、売買物件が種類、品質（地中埋設物、土壤汚染及び産業廃棄物を含むが、これらに限られない。）又は数量（地積等の記載を含む。）に関してこの契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

- 第11条 乙は、この契約の締結の日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三

者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(風俗営業等の禁止)

第12条 乙は、この契約の締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、乙の第11条に定める公序良俗に反する使用等及び前条に定める風俗営業等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第14条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する金額

(2) 第11条又は第12条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額

2 前項の違約金は、第16条第2項及び第19条に定める損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告のうえ、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第11条に定める義務に違反したとき、又は次の各号のいずれかに該当していると認められるときは、何ら催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は代表者及び役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下「暴力団員等」という。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、乙が入札参加資格を偽る等の不正な行為によって売買物件を買い受けたとき、又は乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何ら催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な行為をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(契約解除に基づく損害賠償)

第16条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第17条 甲が第15条に定める解除権を行使した場合の返還金等は、次の各号によるものとする。

- (1) 乙が第5条第1項に定める義務を履行していないときは、契約保証金は甲に帰属し、返還しない。
- (2) 乙が第5条第1項に定める義務を既に履行しているときは、甲は、乙が次条に定める義務を履行した後、既納の売買代金から契約保証金相当額を差し引いたうえで残額を利息を付さないで乙に返還するものとする。ただし、この場合における契約保証金相当額は、第14条第1項の規定による違約金の一部又は第16条第2項若しくは第19条に定める損害賠償の額の予定若しくはその一部と解釈しない。
- (3) 乙が負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用並びに乙が支払った第5条第3項の規定による延滞金及び第14条第1項の規定による違約金は、償還又は返還しないものとする。

(乙の原状回復義務)

第18条 乙は、甲が第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件

を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失し、又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第19条 甲は、この契約の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由によって損害を受けたとき、また、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できるものとする。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第17条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第14条に定める違約金又はこの契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第22条 乙は、売買物件の引渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するものとし、紛争が生じた場合には、乙の責任において解決するものとする。

(境界確定及び実測売買)

第23条 甲は乙に対し、売買物件について、境界標の設置及び境界の明示義務を負わないものとする。

2 乙は、売買物件に係る隣地等との境界を確定する必要があるときは、自らの負担において実施するものとし、甲は境界の確定に関し一切の負担を負わないものとする。

3 乙は、甲が過去に売買物件の西側と東側の隣接地で実施された境界確定による境界標を基に実測した実測面積にて売買することを認めた。後日、乙が実測した面積との間に差異があった場合においても、あるいは、売買物件の形状等に変化があった場合においても、甲及び乙は、売買代金の増減等の一切の清算を行わないものとする。ただし、第10条ただし書きに基づく協議を妨げるものではない。

(疑義の決定)

第24条 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第25条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする静岡地方裁判

所沼津支部とする。

上記の契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人（甲） 裾野市佐野1059番地
裾野市
裾野市長

買受人（乙） 住所（所在地）
氏名（名 称）
（代表者）